

岡山市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針

令和 2 年 3 月 1 7 日

岡山市教育委員会

1 趣旨

社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教育職員の長時間勤務の看過できない実態が明らかになっており、このことは児童生徒等の学びを支える教育職員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっている。

こうした状況を踏まえ、文部科学省は平成31年1月に学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、各教育委員会に対し、本ガイドラインを参考に所管の公立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針等を策定するよう求めている。また令和元年12月には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）の改正により、文部科学大臣は教育職員の業務量の適切な管理等に関する法的拘束力を持つ指針を定めるものとなり、令和2年1月17日に告示された。

そこで岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）はガイドラインを参考に、教育職員の業務負担の軽減を図り、授業改善のための時間や児童生徒等に接する時間を十分確保し、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教育職員の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を作り出すことを目的として「岡山市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（以下「方針」という。）を策定するものである。

2 本方針の対象者

本方針は、給特法第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員のうち岡山市立学校に勤務する教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員、学校栄養職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用されるものである。

3 勤務時間の上限の時間

(1) 本方針において対象となる「勤務時間」の考え方

教育職員が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とする。なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高め

るために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。

これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。

ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとする。

これらを総称して「在校等時間」とし、本方針において対象となる「勤務時間」とする。

(2) 上限の時間

- ① 1か月の在校等時間の総時間から「岡山市職員の勤務時間，休日及び休暇に関する条例」（以下「条例」という。）等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。
- ② 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

(3) 特例的な扱い

- ① 上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。

この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6か月までとすること。

- ② また、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

4 在校等時間の把握

本方針の実施に当たって、校長は、教育職員の在校等時間を把握し、校外での職務や土日、祝日などの校務に従事した時間についても、本人の報告等を踏まえて把握すること。

また、教育委員会はできるかぎり速やかに、ICTの活用やタイムカード等による在校等時間を客観的に把握する方法を構築することとする。

なお、上限の時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、または残させたり

することがあってはならない。

5 教育委員会及び校長の役割

- (1) 教育委員会は、方針等の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を実施することとする。
- (2) 教育委員会は、人事委員会と方針等について認識を共有し、専門的な助言等を受けるなど連携を図ることとする。
- (3) 校長は、本方針の対象者の在校等時間を把握し、長時間勤務とならないように、適宜、校務分掌の見直しや学校行事の精査などを行い、在校等時間の適正化を図ることとする。
- (4) 本方針の実施に当たっては、教育委員会及び校長は協力して、岡山市立学校における働き方改革の取組を一層促進し、教育の質の維持向上を図っていくとともに、保護者、地域を含めて本方針等の内容を理解できるよう、広く情報発信に努めることとする。

6 労働法制の遵守及び教育職員の健康確保等

- (1) 関係者は、本方針が、上限の時間まで教育職員が在校等したうえで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定されるものであり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきものであることを十分に認識すること。
- (2) 本方針の実施に当たっては、教育委員会及び校長は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守するものとする。また教育委員会は、教育職員の健康及び福祉を確保するために以下の環境整備を行うこととする。
 - ① 在校等時間が一定時間を超えた教育職員のうち、本人や校長からの申出があった場合は、産業医等による面接指導や健康診断を実施すること。
 - ② 退勤から出勤までに一定時間を確保すること。
 - ③ 年次有給休暇等の休日についてまとまった日数を連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
 - ④ 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。また、産業医等による保健指導を受けさせること。

附 則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。